書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３９２号
北海道稚内市こまどり１丁目３番３号
破産者　東　　節子
異議申述期間　平成25年４月15日まで
平成25年２月18日　　旭川地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第８０号
東京都杉並区浜田山４丁目２―18―205
破産者　芦田　直衛
審尋期日　平成25年５月20日午後１時30分
平成25年２月15日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２００５号
東京都港区赤坂９丁目５番12号
清算株式会社　アルジス株式会社
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第９９号
東京都港区赤坂２丁目９番２号
再生債務者　株式会社松亭
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年３月12日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年３月４日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月28日
平成25年２月13日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第１０１号
東京都江東区東陽５丁目19番12号
再生債務者　株式会社マイハラ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年２月14日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３号
埼玉県坂戸市西坂戸４丁目４番１号
再生債務者　藤代　孝之
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月21日から平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１３号
千葉県船橋市東中山２丁目６番５―112号
再生債務者　五木田和夫
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月８日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月22日から平成25年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第７９号
埼玉県春日部市西金野井236番地７
再生債務者　山口　俊彦
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月25日から平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第１２２号
埼玉県川越市仙波町３丁目５番地34
再生債務者　池田　咲子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月25日から平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５号
千葉県市川市香取２丁目７番19号ボナール・ドエル201号
再生債務者　小川　綾子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月25日から平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第２６６号
名古屋市中川区福川町２丁目１番地　西濃運輸社宅607号
再生債務者　蒲　　智憲
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月18日から平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２７３号
愛知県北名古屋市沖村岡72番地
再生債務者　小川　恭弘
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月18日から平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第３９３号
札幌市清田区平岡１条２丁目５番22号ニューコーポ平岡105号
再生債務者　山口　鉄平
１　決定年月日時　平成25年２月19日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１９号
札幌市中央区南17条西８丁目２番38―２号
再生債務者　杉本　千乃
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１号
岡山県津山市一宮388番地
再生債務者　田中　孝明
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月19日から平成25年３月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２４年（再イ）第７１２号
東京都品川区中延４―７―11―1002
再生債務者　立木　　彰
１　決議に付する再生計画案　平成25年１月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月１日まで
平成25年２月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第７３４号
東京都昭島市昭和町４―11―３―102
再生債務者　小倉　　淳
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月１日まで
平成25年２月15日
東京地方裁判所民事第20部